

議案第28号 習志野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県において小中学校と高等学校等の教育職の給料表が統合されることに伴い、本市の教育職の給料表を千葉県と同様に改正するものです。

（施行期日）

平成24年4月1日から施行します。